

HAS～学生が聞く相談室～ 団体規約

(名称)

第1条

この会は、HAS～学生が聞く相談室～（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条

本会の事務所は、香芝市畠 5-1611-3 に置く。

(目的)

第3条

本会の活動は「学生ならではの悩みに寄り添うと同時に若者が住みたいと思うような地域を作るために貢献していき、若者視点の意見を行政へ発信することを目的とする

(活動内容)

第4条

本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) 学生が1人で抱え込まないよう相談室の普及を急ぐ。
- (2) 学生の相談をすべて受け付けて悩みの解決のお手伝いをする。
- (3) 地域貢献の分野においては駅のごみ拾いや地域のイベントに積極的に参加する。
- (4) 学生の相談会を開催する。また子持ちの親御さんに学生がどのような気持ちを持っているかをお話しくる講演会を開催する。
- (5) 教育委員会などに学生視点からの意見を発信する。

(会員の資格)

第5条

この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、（本会でのボランティア活動を希望し、）入会登録を行った者とする。
- (2) 助会員は、この会の活動を賛助するために入会登録を行った者とする。

(入会)

第6条

会員として入会しようとする者は、https://hasstudents.blogspot.com/p/blog-page_18.html にアクセスし必要事項を入力、送信後代表とのメールのやり取りで承認するかを判断する。本会のSNSのDMでのやり取りも可とする。

(会費)

第7条

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 1000円 (2) 助会員 800円

(退会)

第8条

会員は、退会メールを hasvolunteer.info@gmail.com 宛てに送信し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき (2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条

本会に次の各号に掲げる役員を置く。

代表 1名 副代表 1名 役員 数名 会計 2名 広報 2名 監査役 2名
(役員の職務)

第 10 条

- 1 代表は会務を総理し、その業務を統括する。
- 2 副代表は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 広報は、本会の普及活動を担当する。
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 5 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の選任)

第 11 条

- 1 代表は創設者 山田裕大が務める。
- 2 副代表は代表が指名する。
- 3 会計は、代表が指名する。
- 4 監査は、全会員の中から選出する。
- 5 役員は代表と副代表で指名する。
- 6 役員には正会員しかなければならないものとする。
- 7 役員の中から 2 名書記を選出する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

代表の任期は 5 年とする。代表は基本自動的に任期が更新される。

(役員の解任)

第 13 条

- 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会議の議決により、これを解任することができる。
- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - ② 犯罪、理念に反する活動をしたとみなされるとき。

(総会)

第 14 条

本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年 1 回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に 総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) その他本会の運営に関し重要な事項

- 1 本会の会議は、会長が召集する。
- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 本会の会議は、2 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
- 4 本会はオンラインでも行うことが可能である。

(役員会)

第 15 条

1 役員会は、代表、副代表、広報、会計、監査、役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行

に関し、議決する。

(活動報告書及び決算)

第 16 条

1 会計は、毎事業年度終了後 2 カ月以内に収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 会長は、毎事業年度終了後 2 カ月以内に活動報告書を作成し正会員に開示する。

(事業年度)

第 17 条

この会の事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会計)

第 18 条

1 本会の経費は、年会費、その他寄付、助成金をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員 に対して 1 年に 1 回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第 20 条

本会会員が次の各号に該当することになった場合は、役員会の議決を経て登録を抹消することができる。

① 会員との連絡が取れなくなった場合。

② 1 年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届(メールでも可) を提出した場合は、この限りでない。

③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会則の変更)

第 21 条

この会則の改正は代表がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(その他)

第 22 条 この会則に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

付則 1 この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。